4月17日までに実施した有識者ヒアリングの概要

1. 対象者

池田 昌弘 氏 NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長 (4月15日)

ສくだ とも し 奥田 知志 氏 NPO 法人抱樸理事長 (4月 16日)

清水 康之 氏 NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク代表 (4月 17日)

立岡 学 氏 NPO 法人ワンファミリー仙台理事長(4月 16 日)

立 ゆ き こ 辻 由起子 氏 大阪府子ども家庭サポーター 社会福祉士(4月14日)

ゅぁさ まこと 湯浅 誠 氏 社会活動家・東京大学 特任教授(4月 13 日)

(五十音順)

2. 内容

主な意見は以下のとおり。

【緊急小口資金貸付等】

- ・ リーマンショックの時と比較すると、対象年齢層に変化が見られる。当時は 年齢層の高い男性が多かったが、今回は若い女性や大学生も相談に来ている。 SNS 等で相談を受け付けるなど、若年層にもアクセスしやすくするような取 組みが求められている。
- ・ 緊急小口資金貸付については、リーマンショックや東日本大震災の際に比べ、 今回はより幅広い方々から問い合わせ、申込みが来ている。
- 緊急小口資金貸付の対象となるような方は、基礎的交渉力や事務リテラシー に課題があり、制度を利用するには、申請をサポートするスタッフが必要。
- ・ 緊急小口資金の貸付を受けるには、新型コロナウイルスの影響による収入減 を証明する必要があるが、仕事の内容によって、あるいは、ご本人の能力的 な問題から証明が難しい場合がある。手続をサポートするスタッフが必要。
- ・ 社会福祉協議会やハローワークに行かずに、申請書類の作成等を生活困窮者 自立支援の相談窓口で処理できるようにしてはどうか。
- · 自立相談支援機関においても貸付の相談ができる体制を整え、窓口を開設す

ることで、生活が逼迫した方々の相談に、より迅速に対応できるのではないか。

- ・ 若年層が緊急小口資金の貸付を含めた支援施策に申請しようとしても書類の書き方が分からないことが多い。YouTube など若年層が使い慣れているツールを使って、申請書類の書き方や添付書類などを動画で示してはどうか。
- ・制度を利用したい若者にとって、厚生労働省のホームページで情報を発信しても、漢字や難しい言葉が多く理解されないのが実態。
- ・ 社会福祉協議会の緊急小口資金貸付の趣旨からすると、現在就業していない ことで、直ちに返済の見込みがないと判断され、貸付が受けられないという ことにならないよう、しっかり配慮する必要がある。

【相談支援】

- ・ リーマンショック時と比べ、感染リスクが最大の違い。医療崩壊の次は、相 談崩壊が懸念される。
- ・ 各種機関に対する相談件数が増加していることから、ゴールデンウィークも 視野に入れ、土日の体制強化を図ることが必要。
- ・ 多数の機関がそれぞれ相談事業を行っているため、相談者は、どこにアクセスすべきか、かえって混乱する。また、忙しい相談機関とそうでもない相談機関とがある。相談窓口を1つに絞り、そこで相談内容に応じて適切な相談機関へつないでいくというアプローチがあるのではないか。
- ・ 行政の相談窓口は、電話のみ受け付けるものがほとんどであるが、若年層は LINE を利用しているため電話に慣れていない。また、携帯電話の料金が 支払えず、フリーWi-Fi でスマートフォンを使っている家庭も存在することから、若年層には電話よりも SNS を通して支援を届けるようにすべき。
- ・ 各種窓口における相談への最初の入り口は、SNS を含むウェブや電話相談を 基本とし、対面での対応は完全予約制とするなど、相談者の利便の向上を図 るべきではないか。
- ・ 自治体によっては、個人情報保護を理由に、オンラインで相談対応や支援 調整会議を行うことについて制限しているところがある。非常事態でもあ り、ガイドラインを示すべきではないか。加えて、外出自粛等が長期化す るようであれば、クラウドデータベースなどにおける個人情報の取扱いに 関する基準をアップデートすべきではないか。

【住まいの維持・確保】

・ 一部の自治体が実施している住居喪失者への宿泊支援を全国展開する必要 がある。住居確保給付金も積極的に活用すべき。

- ・ リーマンショック時 (2008 年) には、9 月にリーマンショックが起き、行き場を失った人が路上にあふれ出したのは、その年の 12 月頃であった。今回は当時受け皿となったネットカフェが先に閉じられていることが前回と違う事態。今後、仕事と住居を同時に失う人々が増加し、最悪の場合、路上生活者が生じることとなる。社員寮や派遣社員のアパートに居住している者など、「仕事と住宅を同時に喪失する者」を念頭に置いた対策が必要。また、これを機に、次の社会のあるべき形として「居住と就労先の分離」を考えるべき。
- DV、児童虐待等を受けている若い女性の場合、シェルターのようなスマホも使えない遮断された場所でなく、ネットカフェのような身分証明書を要せず、ゆるやかに隠れることのできる場所が必要だが、今、行き場がない。
- ・ 生活に困っていたり、DV を受けている若い女性に、住まいや居場所を提供する場合、Wi-Fi の環境が整っていることが重要。
- ・ セーフティネット住宅以外の住宅についても、家賃債務保証の対象とすべき。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により居所を喪失するおそれのある人に 対し、災害時のみなし仮設住宅のような仕組みを実施できないか。
- ・ セーフティネット住宅の登録要件(25 ㎡)の一時的緩和などを行うべき。
- ・ 住居確保給付金で、一時的に、数か月家賃の支払いを免れても、その先の生活が不安定な方がいる。そういった方には、低額な賃貸住宅への住み替えの 指導のほか、住み替えを回避するため、時限措置で住宅扶助の上限額の緩和 などが検討できないか。
- ・ 住居確保給付金の支給要件の一つである「求職活動」については、多くの企業が採用活動を縮小している状況下で、対象者が求職活動を行うことは難しくなっているため、要件の緩和が必要。
- ・ 住居確保給付金は、基本的に家賃補助の仕組みであり、住居を失った状態や 現住所がない状態では原則として使えない。
- ・ 厚生労働省は、住居確保給付金や一時生活支援事業の活用を勧めており、当 座はそれでよいが、その後を考えると住宅自体の給付の仕組みが必要ではな いか。借り上げ住宅、みなし仮設、住宅セーフティネット制度の活用など新 たな工夫を考え、国土交通省と厚生労働省が一体的に取り組むべき。

【生活保護及び生活困窮者自立支援制度】

- ・ 生活困窮者の支援は、新しい制度を新設するよりも、既存の生活困窮者自立 支援制度の各任意事業を全国一律に必須事業にした方が、効果があるのでは ないか。
- · 従来の支援は、「現金等給付」のみで良かったが、家族等の存在が小さくな

- った中で、「給付」だけを先行しても、うまく自立等に結びつかない。給付と相談をセットで考えるのがリーマンショック以降の社会保障。給付と相談をどうセットにするかが課題。
- ・ 給付と相談の一体化の必要性は、同時に生活保護と生活困窮者自立支援制度においても言えること。生活保護の「早期受給」「早期自立」を念頭においた「当初から出口を想定した実施」が必要。例えば、「給付は生活保護」で行いながら、「相談支援は生活困窮者自立支援制度の自立相談員」が担当できるようにするなど、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の関係について検討できないか。

【雇用・人材の確保】

- ・ 過去実施されていた緊急雇用を就労支援として積極的に実施すべき。緊急小口資金貸付の手続支援スタッフなどにも活用できるのではないか。
- ・ 孤立化の防止に加えて、仕事を続けることが難しい方が増えているため、緊急雇用創出事業のような雇用対策事業により、そういった方々を雇用し、つながりを切らないための支援を実施できないか。東北では、東日本大震災時にこの枠組みで雇用したスタッフが、今、地域福祉の中心的な担い手として多数活躍している。異業種からの新たな福祉人材の確保にもつながる。
- ・ 緊急雇用創出事業のような雇用対策事業を創設し、新型コロナウイルス感染 症の影響による失業者対策を早急に実施するべき。
- ・ 休業要請を行っている中では、失業者の再就職は困難であるが、一次産業であれば、屋外作業等であることから集団感染のリスクが比較的低く、可能性がある。
- ・ 現状においては、通常の就労支援を行うことは困難であるため、新型コロナウイルス感染症による離職者への支援として、期間限定で雇用対策事業等を創設し、「地域を見守る」事業などを実施してはどうか。離職者を研修して福祉人材に育成し、支援者となってもらい、包括的相談支援体制を厚くすることができる。
- ・ 福祉人材短期・ピンポイントバイト登録システムなど、短期で、困っている 福祉現場をサポートするシステムの構築や促進、相談をメール又は電話だけ でなく、SNS で行えるようにすることなども検討するべきではないか。
- ・ 従来、日雇労働者等技能講習事業の対象者を自立支援センター入所者と無料 低額宿泊所入所者の二つに限定してきたが、一時生活支援事業で仕事と住居 喪失者を受けるなら、これが使えるのではないか。

【居場所・つながりの確保、自殺対策、地域共生】

- 今回の新型コロナウイルスの問題は、虐待、DV などの在宅リスクを高める。子ども食堂や通いの場など、感染防止に留意しつつも居場所の確保が必要。
- ・ 居場所の確保の観点から、公民館等の一律的な休館は見直すべき。感染防止 の観点も踏まえつつ、子ども食堂や通いの場などについて、運営ルールを示 すべきではないか。
- ・ 感染拡大防止の観点から、基本的には、社会参加・居場所づくり等の活動の 実施は難しいものの、季節や天気次第では、屋外型通いの場であれば開催で きる可能性がある。この際、感染防止の方法等をわかりやすく提示できれば、 住民も安心して集まることができるのではないか。
- ・ 申請の簡便さや助成の迅速性などを考えると、子ども食堂や高齢者サロン等の居場所づくりを継続していくためには、使い勝手の良い「赤い羽根」による緊急助成の継続・拡充が望まれる。
- ・ 東日本大震災の際とは異なり、移動が制限されていること、他の地域からの 応援等も期待できないことから、孤独感を感じやすい状況にある。また、「い つまで」と先が見えないことへの不安による疲弊を感じることにより、新型 コロナウイルス感染症関連死が東日本大震災の時以上になることが懸念さ れる。心のケアがより一層必要になる。
- ・ 今回の新型コロナウイルス感染症の影響によって、自殺者が増えかねないという強い危機感をもって、「命」を守るためにあらゆる資源を総動員すべき。
- ・ 「いま危機に直面している命」、すなわち社会的弱者を最優先して施策を展開すべき。スピードが重要。
- ・ 自殺対策の観点からは、電話や SNS による相談対応が重要。特に相談後も、 つながりを維持できるという意味で SNS は有効。相談員の数と質の確保な ど、クリアすべき課題はあるが、本格的に取り組むべき。
- ・ 独居高齢者の家族を対象に「独居高齢者に電話をかけるキャンペーン」を展開したり、地域の人々に「ガラス越しの訪問」を呼びかけたり、乳幼児健診が中止となって孤立化している乳幼児を抱えている親に自治体から SNS 等で相談窓口の案内を行うなどの取り組みを進めてはどうか。
- ・ 感染防止が求められる今、人と人が対面したつながりの構築は難しい。孤立 化を防止するために、新しいつながり方を提案することが必要。その際には、 事態が収束した後の、顔を合わせたつながりの再構築まで見据えた支援が必 要。
- ・ 地域包括ケアをはじめ、厚労省の政策は中学校区単位だが、地域のつながりは小学校区単位。皆が集まれなくなる中で、地域内の「気になる人」を把握し、訪問し、継続的に見守っていくことが必要。緊急雇用対策等により、例えば、「支援員」として採用し、孤立化防止に従事していただくことも一考。

- ・ 感染防止のため、休止している子ども食堂や通いの場に代わって、弁当配布、 フードパントリー、屋外でのプログラムなど、工夫して実施している取組事 例を全国に展開していってはどうか。我々も協力する。
- ・ 若い人の中には、ちょうどこの時期に新しい土地に移ったものの、まだ学校にも仕事にも行けず、不安を抱えている方がいるので、しっかりとアウトリーチを行い、つないでいく必要がある。地域の生活支援情報を紙媒体で全戸配布するといったアプローチも大切。
- ・ 今回の新型コロナウイルス感染症対応が、これまでの制度の縦割りを見直 し、地域づくりの視点が加わった「地域共生」の本格的な取組みにつなが るよう政策展開を進めてほしい。

【国民への情報提供】

- ・ 国から連日出ている通知・事務連絡、各自治体の支援情報、民間の情報を一 元的に把握できる仕組みが早急に必要。
- ・ 施策や制度を利用者に届けるための工夫や努力にもっと力を入れるべき。各 府省の支援策をデータベースに登録し、本人が簡単に検索できるようにする など、利用者によって検索しやすい情報とすべき。
- ・ 「布マスクの配布」や「現金の給付」の際にあわせて、支援情報を提供する こととしてはどうか。